

さいたま市告示第 117 号

さいたま市緑消防署等複合施設保守管理業務について、次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 27 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市緑消防署等複合施設保守管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字大間木 472

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目「防災設備」で登載されており、さいたま市建築物環境衛生総合管理業の登録があること。なお、等級区分が A 級又は B 級であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去 2 年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、本件業務と類似の業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札

手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和８年３月３日（火）まで

(2) 交付費用

無償

5 入札参加申込

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込のために申請書を提出しなければならない。名簿に登載されている者であっても、所定の申込を行っていない者は、入札に参加することはできない。なお、本入札は、さいたま市業務委託事後審査型一般競争入札取扱要綱（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札参加資格を開札後に審査する「事後審査型」である。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和８年２月６日（金）午後５時まで（持参による提出の場合は、さいたま市の休日定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和８年２月１３日（金）から令和８年２月１６日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前９時から午後５時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３０－００６１

さいたま市浦和区常盤６－１－２８　さいたま市消防局総務部消防施設課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月17日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格（さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱（平成15年さいたま市制定）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防総務課

電話 048（833）7335 FAX 048（833）7641

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048（833）7954 FAX 048（833）7641

7 入札参加資格の確認

(1) 開札後、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格で入札を行った者を落札候補者として通知し、落札を保留する。なお、最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格で入札を行った者を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、資格確認に必要な次の書類を提出しなければならない。提出方法等は、入札説明書に記載のとおりとする。

ア 事後審査型一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、本件業務と類似の業務の契約を締結し、誠実に履行した実績があることを証明する書類

（ア）契約書の写し

（イ）履行を証明する書類の写し（検査結果通知書等の写し）

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、提出期限の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、7(3)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。

(2) 落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効

とし、「7 入札参加資格の確認」を準用して新たな落札候補者を決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、「7 入札参加資格の確認」を準用して新たな落札候補者を決定する。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市消防局総務部消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。